

亀山公園（ますみ児童園）遊具等更新工事
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月
亀山市建設部都市整備課

亀山公園（ますみ児童園）遊具等更新工事に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

亀山公園（ますみ児童園）遊具等更新工事（以下、「本工事」という。）について、公募型プロポーザル方式により、複数の事業者の豊富な経験、高い専門性、技術力、企画力等の提案を比較検討し、本市の条件に最も適した提案を行った事業者を、本工事の受注候補者として選定するため、選定手続き等必要な事項をこの実施要領に定める。

2 事業目的

ますみ児童園は市民の憩いの場として昭和 42 年に開園し、これまで多くの方に利用されてきた。しかし、現在では遊具の経年劣化が進み、一部の遊具において安全性や機能面で課題が生じている。

亀山市では「亀山市公園施設長寿命化計画」を策定し、経年劣化が進む公園施設の計画的な更新を進めている。本工事では、亀山公園ますみ児童園内の遊具等を広場全体として一体的に更新し、市民が安心して利用できる公園施設の整備を図るものである。

3 工事概要

(1) 工事名 亀山公園（ますみ児童園）遊具等更新工事

(2) 工事箇所 亀山市 本丸町（亀山公園内） 地内

(3) 遊具施設の工事エリア（平面図参照）

(4) 工事内容

ア 遊具等設置に伴う測量・設計 一式

イ 遊具等の製作設置工事（土工・基礎工事含む） 一式

ウ 既設遊具等撤去工事（遊具・ベンチ等） 一式

エ 遊具設置に伴う安全施設設置工事

（安全マット、安全柵、注意看板等） 一式

※下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な遊具等の提案があれば、積極的な追加提案を求める。なお、契約上限金額を超える提案は失格とする。

(5) 契約上限金額

30,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(6) 工期

契約締結日から令和9年3月19日まで

(7) 要求事項

企画提案にあたっては、「亀山公園（ますみ児童園）遊具等更新工事に関する要求水準書」（別紙1）に従うこと。

4 参加要件

本工事のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、共同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合は、以下の（1）～（10）の要件は全ての構成員が、（11）～（14）の要件はいずれかの構成員が満たすこと。

なお、一者又はJVの構成員として複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）プロポーザル実施要領公表日から契約締結日までにおいて、亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止の措置を受けていないこと。

（3）亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号。以下「規則」という。）第2条第5項の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始及び開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始及び再生手続開始の申立てがなされていないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（5）建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規

定による営業停止処分を受けていないこと。

(6) 破産法（昭和16年法律第75号）第30条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。

(7) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。

(8) 会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。

(9) 本店所在地の国税、地方税、その他公租公課を滞納している者でないこと。

(10) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(11) 次に掲げる企業要件を満たしている者であること。

ア 「とび・土工・コンクリート工事」又は「土木一式工事」の業種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けていること。

(12) 法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する主任技術者について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。

ア 参加資格確認申請書提出日において、入札に参加しようとする者と継続して3月以上の雇用関係にある者

(13) 一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定企業又は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」や「遊具の安全に関する規準（最新版）」に準拠した製品を納めることができる企業であること。

(14) 過去10年間のうち、請負金額1千万円以上の遊具更新工事・遊具修繕工事と同種工事について、国又は地方公共団体と契約実績を有すること。なお、JVとして有する実績については、当該JVに対する出資比率20%以上を有するものに限る。

5 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される事業者は、公募型プロポーザルへの参加申込を行うこと。なお、参加申込受付期間を過ぎての申し込みは受け付けません。

1. 受付期間及び提出方法

(1) 受付期限：令和8年6月1日（月）～令和8年6月19日（金）

（当日消印有効）

土・日曜日を除く平日の8時30分から17時00分まで

(2) 提出方法：持参又は書留郵便又は電子メール

（令和8年6月19日17時00分必着）

(3) 提出場所：

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市役所 建設部 都市整備課 市街地整備グループ

TEL：0595-84-5099 FAX：0595-82-9669

e-mail：shigaichiseibi@city.kameyama.mie.jp

2. 提出書類

(1) 亀山公園（ますみ児童園）遊具等更新工事に係る公募型プロポーザル参加申込書（様式1）

(2) 誓約書（様式5）

(3) 配置予定技術者届出書（様式7）

(4) 同種の業務又は工事实績の件名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、業務又は工事概要、完了が確認できる資料、又は工事实績情報システム（CORINS）に基づく「登録内容が確認できる書類」の写し

3. 参加資格審査結果通知書・プロポーザル関係書類提出要請書送付

上記「2. 提出書類」を提出した者について、担当部署において参加要件について書類審査を行い、参加資格審査結果通知書（様式2）を送付します。なお、参加要件を満たしている者には、あわせてプロポーザル関係書類提出要請書（様式3）の送付を行います。

6 提案書の提出

1. 企画提案書の提出

(1) 受付期限：令和8年6月22日（月）～令和8年7月17日（金）

（当日消印有効）

土・日曜日及び祝日を除く平日の8時30分から17時00分まで

(2) 提出方法：持参又は書留郵便

（令和8年7月17日17時00分必着）

(3) 提出場所：

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市役所 建設部 都市整備課 市街地整備グループ

TEL：0595-84-5099 FAX：0595-82-9669

e-mail：shigaichiseibi@city.kameyama.mie.jp

(4) 企画提案に必要な書類及び提出部数

ア 企画提案書（様式4） 10部

およびそれらの電子データ（CD） 1部

イ 工程表（任意様式） 10部

ウ パース等のイメージ図（A3版横適宜） 10部

およびそれらの電子データ（CD） 1部

（HP等に公表する用の全体パース等）

（電子データ形式は、PDF形式及びJPEG形式で提出願います。）

エ 工事費内訳書（見積書）（様式8） 10部

オ 維持管理ランニングコスト表（任意様式） 10部

カ その他補足説明資料 10部

7 質問書等の提出

質問は、亀山公園（ますみ児童園）遊具等更新工事に係る公募型プロポーザル質問書（様式6）により提出すること。

(1) 受付期間

ア 参加申込に関する質問

令和8年6月1日（月）～令和8年6月12日（金）

イ 企画提案書作成に関する質問

令和8年6月22日（月）～令和8年7月3日（金）

※ア、イとも土・日曜日及び祝日を除く平日の8時30分から17時00分まで

(2) 提出方法：持参又はFAX、電子メールとする。

提出先：亀山市役所 建設部 都市整備課 市街地整備グループ

FAX：0595-82-9669

e-mail：shigaichiseibi@city.kameyama.mie.jp

(3) 回答方法：参加申込に関する質問に関してはHPにより公表を行う。

企画提案書作成に関する質問に関しては受付期間の翌日より起算して5日以内に参加者全員へメールで回答を行う。なお、質問書の着信確認については、メールを送付した旨を電話にて担当者に連絡すること。

8 現地視察

現地視察が必要な場合は、参加申込者が自由に行うことができる。

9 スケジュール

本業務のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

1. 公募型プロポーザル実施要領等の公表 (亀山市ホームページに掲載)	令和 8 年 6 月 1 日 (月)
2. 参加申込期間	令和 8 年 6 月 1 日 (月) から 令和 8 年 6 月 1 9 日 (金) まで
3. 参加申込に関する質問受付期間	令和 8 年 6 月 1 日 (月) から 令和 8 年 6 月 1 2 日 (金) まで
4. 参加申込に関する質問回答掲載日	令和 8 年 6 月 1 7 日 (水)
5. 参加資格審査結果通知書・プロポーザル関係書類提出要請書送付	令和 8 年 6 月 2 6 日 (金) まで
6. 企画提案書受付期間	令和 8 年 6 月 2 2 日 (月) から 令和 8 年 7 月 1 7 日 (金) まで
7. 企画提案書作成に関する質問書受付期間	令和 8 年 6 月 2 2 日 (月) から 令和 8 年 7 月 3 日 (金) まで
8. 企画提案書作成に関する質問回答日	令和 8 年 7 月 8 日 (水)
9. ヒアリング及びプレゼンテーション	令和 8 年 7 月 2 4 日 (金)
10. 審査 (審査委員会)	令和 8 年 7 月 2 8 日 (火)
11. 最終審査結果の通知・公表	令和 8 年 7 月 3 1 日 (金)
12. 工事の契約締結	令和 8 年 8 月 7 日 (金)

10 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書を基に、次のとおり審査委員会が評価を行うためのヒアリング及びプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。

(1) 出席者（説明者）は、3名以内とする。

(2) 原則として各社15分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング（質疑応答）を、順次個別に行う。

※参加事業者数等により、時間が前後する場合がある。

(3) プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づくものとする。

(4) 説明にあたり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用する

ことができる。持ち込みも可能とする。

- (5) プレゼンテーション等の日時・場所等の詳細は、別途通知する。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

1.1 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

企画提案書が要求水準を満たしているかを確認し、第2次審査に参加する者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

企画提案書についてのプレゼンテーション等を実施し、総得点が高いものから順に順位付を行い、優先交渉候補者及び次点者を決定する。

(3) 企画提案書評価基準

本プロポーザルにおける各提案者の評価点の合計点は、審査員評価（満点100点を審査員ごとに算出）の合計を各審査員評価に加点したものとなる。

- ・審査委員会委員による評価（満点100点）

(3) 審査基準及び配点

ア 審査委員会による各評価項目に係る評価基準及び配点は下表のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点	
発注者要求事項に対する技術提案	コンセプト・空間デザイン	子供たちの好奇心を刺激し、楽しく遊べるような魅力的なデザインとなっている。また、遊具広場全体の空間デザイン（パース図）が提案されており、周辺環境との一体感や利用者動線が考慮されている。	16点	
	遊具の構成要素	子供が冒険心を持ちチャレンジしたくなるような提案になっている。	8点	
		設置スペースを有効活用した提案になっている。	8点	
		利用者ニーズを踏まえた提案となっている。	12点	
	維持管理	劣化の低減や長寿命化（耐用年数、保証期間）に配慮した部材が使用されている。また、維持管理のし易さが考慮されており、遊具をできるだけ長く使用できるような工夫がされている。	16点	
	安全に対する配慮	子供達が安全に使用できるよう、安全に対する配慮がされている。	8点	
		子供たちの予期せぬ遊びに対する安全検討が十分にされている	8点	
	景観的・文化財的観点からの配慮	周辺の歴史的建造物や自然環境と調和し、一体感のある景観を提供しつつ、文化財の価値を損なわない設計となっている。また、視覚的な連続性や歴史的背景の反映について工夫されている。	12点	
	価格評価	見積額の評価	提案内容に要する経費が適正である（費用対効果）。	8点
	その他	その他	契約上限金額の範囲で追加提案や独自提案を行っている。（ユニバーサルデザイン及びインクルーシブの配慮を含む）	4点

- 評価区分 A 優れた提案である (配点×1.0)
- B やや優れた提案である (配点×0.75)
- C 標準的な提案である (配点×0.50)
- D やや劣った提案である (配点×0.25)
- E 評価できない提案である (配点×0.00)

イ 参加表明者が1者の場合、第2次審査を実施し、審査委員会による評価が60点以上の場合、優先交渉候補者とする。なお、実施設計については、利用者ニーズを反映させながら行うものとする。

ウ 総得点が同点の場合、評価項目「利用者ニーズ」の評価点が高いものを選定する。すべての得点が同じ場合は、各審査員による協議のもと委員長が選定するものとする。

1.2 審査結果の通知

第1次審査、第2次審査ともに審査結果を書面により参加者全てに通知する。

また、優先交渉候補者は、市のホームページにて公表する。

なお、審査の経過などに関する問合せは一切応じないものとする。

1.3 契約の締結

優先交渉候補者に選定された者は、契約に係る交渉を行い、交渉が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。この場合において、優先交渉候補者として特定された者から見積書を徴収する。

なお、交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点者と交渉を行う。

契約内容は、要求水準書及び企画提案書に基づくものとする。ただし、提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。

1.4 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング及びプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。

エ その他本要綱に違反すると認められるとき。

1.5 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、優先交渉候補者選定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 参加申込書に記載した配置予定の主任技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

(7) 現場視察は、参加申込者が自由に行うことができるものとする。

(8) 本件に係る情報公開請求があった場合には、亀山市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

(9) 契約締結後、契約者名を公表する。

(10) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 市は、優先交渉候補者の審査・選定を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。

(12) 提出物等の著作権は、第三者に帰属するものを除き、それぞれのプロポーザル参加者に帰属する。

(13) 提出物の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）に認められたものを除き、当該第三者の承認を得ておくこと。

(14) 提出物等について、本プロポーザルに関する公表、展示、市情報発信（SNS・HP・メディア等）、その他プロポーザルに必要と認められる場合は、本市は参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

1 6 担当部署（提出先・問合せ先）

〒519-0195 亀山市本丸町577番

亀山市役所建設部都市整備課市街地整備グループ 担当 若林

TEL (0595) 84-5099

FAX (0595) 82-9669

電子メール shigaichiseibi@city.kameyama.mie.jp